

各関係機関の長様
各病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報(特殊報第1号)について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和4年度 病害虫発生予察特殊報第1号

令和4年(2022年)10月11日
滋賀県

1. 病害虫名 クロテンコナカイガラムシ *Phenacoccus solenopsis* Tinsley
2. 対象作物 トマト、ナス、ピーマン
3. 発生地域 近江八幡市
4. 発生経過
 - (1) 令和4年8月に近江八幡市内の露地栽培のトマトにおいて、コナカイガラムシ類の寄生が認められた。その後、同ほ場内のナス、ピーマンにおいても同様の寄生が認められた。滋賀県病害虫防除所において同定した結果、本県では未発生のクロテンコナカイガラムシであることが確認された。なお、県内では現在、同ほ場以外で本種の発生は認められていない。
 - (2) 本種は、平成21年に沖縄県において国内で初めて発生が確認された後、佐賀県、福岡県、愛知県、山口県、高知県、鹿児島県、大阪府、奈良県、長崎県、京都府、愛媛県、岡山県および兵庫県で発生が確認されており、本県での発生は15府県目となる。
5. 形態および生態
 - (1) 雌成虫には翅が無く、体は楕円形である。体長は通常3~4.2mm程度で、大きい個体は5mmを超える。雌成虫は白色でワタ状のロウ質物を背面に分泌するため、全体が白く見えるが、背面の一部にロウ質物が薄い部分があり、2対の黒斑があるように見える(写真1)。雄成虫は1対の翅をもつ。

本種の繁殖様式は、交尾後の雌が産卵する有性生殖と、雌成虫が交尾せずに産卵する単為生殖の2パターンが存在する。雌成虫は、ロウ質物の卵のう内に平均350個程度産卵する。単為生殖の場合、1世代の発育期間は平均70日程度である。
 - (2) 本種は中南米原産であるが、北米、アジア、ヨーロッパ、オーストラリアおよび西アフリカなどの世界各地で発生が確認されている。
 - (3) 広食性であり、53科154種の植物に寄生することが知られており、国内では、トマト、ナス、オクラ、ピーマン、ハウレンソウ、花きなどで発生が確認されている。植物の葉(写真2)、葉柄、茎、花芽および果実(写真3)に寄生し、吸汁により寄主植物を衰弱させる。加えて、分泌した甘露(糖分を多く含んだ排泄物)が果実の汚れや「すす症状」発生の要因となる。

6. 防除対策

- (1) 発生を確認したほ場では、被害の拡大を防ぐため、寄生部位を早期に除去する。除去した部位は、ほ場外に持ち出し土中に埋めるか、袋に密閉した上で処分するなど、適切に処理する。
- (2) 本種はキク科やスベリヒユ科雑草などにも生息するため、ほ場内および周辺の雑草の除草を徹底する。
- (3) 薬剤による防除を行う場合、発生を確認後、早期に散布を実施する。なお、令和4年10月11日現在、ナスおよびピーマンではコナカイガラムシ類に対する登録農薬があるが、トマトでは登録のある農薬はないため、トマトで発生を確認した場合は寄生部位を除去し、適切に処理する。



写真1 雌成虫（体長3～4.2 mm程度）



写真2 ナスの葉裏に寄生する成虫と幼虫



写真3 ナスの果実に寄生する成虫

滋賀県病害虫防除所

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県近江八幡市安土町大中516

TEL:0748-46-4926・6160

FAX:0748-46-5559

Email:GC70@pref.shiga.lg.jp

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。